

关于住房确保补助金

【什么是住房确保补助金】

住房确保补助金，即对于因离职、自营业倒闭（以下简称“离职等”）、或因不得已的理由·情况造成的就业机会减少（以下简称“不得已的停业”）而导致生活状况几乎等同于离职、歇业人员，并且经济状况窘迫、无家可归，或有可能陷入以上困境的人员发放等同于其房租的住房确保补助金，同时在确保其住房，为其创造就业机会方面提供支援。

申请补助需符合一定的收入、资产等相关条件。您可前往县内各市町的负责窗口咨询补助金发放相关事宜。

【补助金额】

可申领的补助金上限根据每户人数而不同。补助金金额等同于补助对象所租借的房屋的房租（部分情况除外）。

（补助上限）

独居：32000 円

2 人同居：38000 円

3~5 人同居：42000 円

6 人：45000 円

7 人以上同居：50000 円

【补助期间】

原则上只提供 3 个月（指定条件下，最长可申请 9 个月补助）

【咨询窗口一览】

住房所在地	窗口名	地址	电话号码	咨询时间
松山市	自立相谈支援窗口	松山市二番町四丁目 7-2 市役所别馆一层 福祉·育儿咨询窗口内	089-948-6875	8: 30 ~ 17: 15
今治市	今治市生活自立相谈支援中心 生活相谈支援室	今治市别宫町一丁目 4 番地 1	0898-36-1513	8: 30 ~ 17: 15
宇和岛市	生活相谈窗口	宇和岛市曙町 1 番地	0895-49-7109	8: 30 ~ 17: 15
八幡滨市	地域福祉课	八幡滨市松栢乙 1101 番地	0894-23-2940	8: 30 ~ 17: 15
新居滨市	自立相谈支援中心	新居滨市高木町 2 番 60 号	0897-47-4976	8: 30 ~ 17: 15
西条市	西条市自立相谈支援中心	西条市明屋敷 164 西条市役所社会福祉课内	0897-53-0870	8: 30 ~ 17: 15
大洲市	大洲市生活相谈支援中心	大洲市东大洲 270 - 1	0893-23-0313	8: 30 ~ 17: 15
伊予市	生活相谈支援中心	伊予市尾崎 3 番地 1	089-982-0393	8: 30 ~ 17: 15
四国中央市	四国中央市生活相谈支援中心	四国中央市三岛宫川四丁目 6 番 55 号	0896-28-6101	8: 30 ~ 17: 15
西予市	西予市福祉综合相谈中心	西予市宇和町卯之町三丁目 434 - 1	0894-62-1150	8: 30 ~ 17: 15
东温市	地域福祉课 生活相谈支援室	东温市见奈良 490 番地 1	089-955-5535	8: 30 ~ 17: 15
上岛町	生活相谈支援室	越智郡上岛町生名 2133 番地 3	0897-76-2638	8: 30 ~ 17: 15
久万高原町	生活相谈支援室	上浮穴郡久万高原町上黑岩 2920 番地 1	0892-56-0750	8: 30 ~ 17: 15
松前町	生活相谈支援室	伊予郡松前町大字筒井 710 番地 1	089-985-4144	8: 30 ~ 17: 15
砥部町	生活相谈支援室	伊予郡砥部町宫内 1369 番地	089-962-7100	8: 30 ~ 17: 15
内子町	生活相谈支援室	喜多郡内子町内子 1515 番地	0893-44-3820	8: 30 ~ 17: 15
伊方町	生活相谈支援室	西宇和郡伊方町湊浦 1995 番地 1	0894-38-2360	8: 30 ~ 17: 15
松野町	生活相谈支援室	北宇和郡松野町大字松丸 1661 - 13	0895-42-0794	8: 30 ~ 17: 15
鬼北町	生活相谈支援室	北宇和郡鬼北町近永 782 番地	0895-45-3709	8: 30 ~ 17: 15
爱南町	生活相谈支援室	南宇和郡爱南町御荘菊川 1157	0895-73-7776	8: 30 ~ 17: 15